

## 委託医療機関外（主に他府県の医療機関等）で 1か月児健康診査を受けられる方へ

委託医療機関外で健診を受けられる場合（主に里帰り出産など）は、一旦保護者が1か月児健康診査料を全額お支払いいただき、後日、市に請求をしていただくことになります。

### ○ 対象の検査項目と上限額

健康診査の項目	上限額(円)
①身体発育状況の評価	5,475
②栄養状態の評価	
③疾病及び異常の有無について確認	
④新生児聴覚検査の実施状況の確認	
⑤先天性代謝異常等検査の結果説明	
⑥ビタミンK2投与状況の確認	
⑦育児相談	

(令和8年4月現在)

- 上記検査項目に限り請求できます。受診される際は、該当する1か月児健康診査受診券に医療機関で記入押印をいただいでください。
- 上記検査を保険診療として受診された場合は対象外となります。
- 他市町村へ転出された場合、宇治市の受診券は使用できません。転入先の市町村にお尋ねください。

### ○ 請求方法

下記の書類をそろえて、宇治市役所保健推進課にご提出ください(郵送可)。

#### [提出書類]

- ▼ 宇治市1か月児健康診査受診券（健診実施日・医療機関名・担当医師名・印のあるもの）
- ▼ 領収書原本
- ▼ 宇治市1か月児健康診査費請求書

#### [提出期限]

- ▼ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに受診された宇治市1か月児健康診査については、令和9年3月31日までに請求してください。
- ▼ 上記日程に間に合わない場合は、下記までお問い合わせください。

※お支払いは口座振込となります。請求書にご記入いただく際に、請求者と口座名義人が異なる場合は、必ず「委任状」欄もご記入ください。

※受診券への記入に書類発行費が必要な場合は事前に保健推進課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 〒611-8501 宇治市宇治琵琶33  
宇治市役所 保健推進課 0774-22-3141(代表)

### 宇治市の委託医療機関以外の施設の皆様

宇治市では、委託医療機関外（主に京都府外）にて1か月児健康診査を受診する方については、一旦保護者の方に1か月児健康診査料を全額お支払いいただき、後日、市に請求をしていただくこととなります。

つきましては、保護者が持参します宇治市1か月児健康診査受診券に受診日、健康診査の所見、子育て支援の必要性、医療機関名、担当医師名を記入と押印の上、受診者にお返しいただきますようお願いいたします。

本市乳児の健康の保持及び増進のため、ご協力の程よろしくお願いいたします。

宇治市役所 保健推進課 0774-22-3141(代表)